

石巻市井内字一番61-1
稲井石材商工業協同組合

平成28年7月6日付けで申請のありました採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定により、別紙条件を付けて下記のとおり認可します。

平成28年8月5日

宮城県東部地方振興事務所長



記

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 採取場の場所 | 石巻市井内字八幡山94, 95, 石巻市井内字古屋敷前2-2 |
| 2 採取場の面積 | 7,327㎡ |
| 3 採取量 | 6,665㎡ |
| 4 採取の期間 | 平成28年8月5日から
平成30年8月4日まで |

（教示）

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。また、この処分についての公害等調整委員会に対する裁定申請の裁定を経た後に、裁定申請の裁定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。